

外国人の人権 ～暮らしの中の「国際化」に向けて～

1 ある日の出来事

「マークの引越し」

私が友だちと買い物に出かけていると、ため息をついている、近所に住む外国人留学生のマークに会った。

「はあ・・・。引越ししたいんだけど、引っ越し先が見つからないんだよ。」「家賃が高いの?」とたずねると、「違うんだ。『外国の方は、大勢で騒ぐでしょ?』とか『ゴミの出し方が悪いから・・・』とか、よく分からない理由で断られてばかり。これで4軒目・・・。ボクが外国人だからなんだ。」

思わず友だちは声を荒げた。「マークは今でも、私たち周りの住人とうまくやってるじゃない。日本人だって、うちの上の階の人は、夜中まで大勢で騒いでいるわよ!」

「そうよ。外国人というだけでうるさいなんて、決めつけられるのはおかしい。私も応援するから、一緒に探しましょ。」と私。マークは元気が出たようで、「もう少し自分で探してみる。」と笑っていた。

2 考えてみましょう。

近年、国内に住む外国人は増加傾向にあり、熊本県内でも現在8,926人(※)の外国人が生活しています。また、私たちの暮らしの中では映画や音楽、料理など多くの海外の文化が身近なものになっていきます。しかし、一方で、外国人というだけの理由で、就労差別や入居・入店拒否など差別事例も発生しています。なぜなのでしょう。

私たちの心には、外国人について考えるとき、言語、文化、生活習慣などの「違い」ということばかりを問題にして、正しい理解をしようというという思いはないでしょうか。

私たちに、相手をよく知り、相手を受け入れようとする姿勢があれば、誤解や偏見も少なくなり、共に社会で生活する仲間としてお互いに理解し合うことができるのではないのでしょうか。

身近な生活の中で、お互いを尊重し、理解するよう努めることが国際化の第一歩です。
※平成18年12月末現在の外国人登録者数

3 外国人の人権についてどのような問題があるのでしょうか。

日本人と同じく守られるべき外国人の人権をめぐる日常生における次のような差別事例など様々な問題が発生しています。日本人も旅行、仕事、留学等で海外へ行けば外国人になるのです。そんなとき、外国人であることを理由に、同じような差別的な扱いを受けたら、あなたはどのように感じますか。

外国人に対する差別的な事例

● 仕事・アルバイトを探するとき、外国人という理由で断られる

● アパートへの入居を断られる

● 仕事・アルバイトの待遇面で差別を受ける

● ホテルやお店などで十分なサービスが受けられない

● クレジットカードなど、外国人という理由で作成できない など

(熊本県人権センター「くらしと人権」より)

益城町教育委員会

くらしの地名漫歩

歴史の変遷と地名

3 14

田中の皆乗寺の境内に宮田武平太の追悼碑があります。原文は漢文ですから、次に碑文を訓読して紹介します。

「嗚呼悼シイ哉。熊本県参議員宮田武平太君不幸ニシテ短命ニ没ス。君ト與ニ旦夕ニ膝ヲ交工或イハ其ノ餘澤ヲ被ル者ノ追悼ノ情其レ已ンヌル可キ哉。君上益城郡福田村ノ人。明治廿五年選ハレテ縣會議員ト為リ孜孜トシテ其ノ職ニ竭ス。卅三年夏木山赤井金山諸川洪水ハ漲リ溢レ堤ハ決破シ田ハ曲ミ悲慘極マル。君ハ特ニ縣費ヲ仰ギ郷民ヲシテ蘇息使シム。其ノ他木山道路ノ如ク益城銀行ノ如ク與ニ力有リ。嗚呼悼シイ哉。君ノ性ハ篤實ニシテ思慮有リ、最モ数理ニ長ケ經濟ヲ善クス。家世ノ業ハ醸、君實ヲ繼グヤ家道倍ニ栄ユ。一旦所見有リ國家主義ヲ執ル、一郡翕然トシテ選舉ニ帰向シテ君ヲ推ス。卅四年君四十二病ニ起タズ悼シイ哉。君ハ有為ヲ抱キ之ノ才未ダ全テ施シ得ズ。獨リ一身ノ不幸我ガ縣ノ不幸ナリ、若シ君ヲ使テ壽ヲ得セタレバ

則チ其ノ功將ニ測ルベカラズ。彼ノ蒼天ハ奚ソ之レヲ奪ウコトノ速ヤカナリ也。然リ君議員ト為リ幾バクモ無ク常置委員ト為ル、尋ネルニ縣参事員ト為リ前後十年殆ド一日ノ如シ、在世之功一ナラズ。其ノ訃ヲ聞キ惋惜、朋友郷民之追悼亦已ム莫シ。宜ベナルカナコノ頃同志建碑ヲ議シ文ヲ余ニ徵ス。余其ノ關係ノ梗概ヲ叙ベ以テ銘銘ス。夙ニ縣治ヲ圖リ、令名惟ニ芳シ、功業未タ央バ、令サレ則チ亡ス」
明治三十五年十二月
古賀徳潤 撰并書
追悼碑の文字は、清々覺創立者で当時熊本國權党副総理・衆議院議員であつた、佐々友房です。

益城町文化財を訪ねる会

会長 松野 國策



皆乗寺(田中)にある追悼碑